

「川内小学校いじめ防止基本方針」

桐生市立川内小学校
平成30年4月策定

※「川内小学校いじめ防止基本方針」は、学校におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「いじめ防止対策推進法」「いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学省）」「群馬県いじめ防止基本方針」「桐生市いじめ防止基本方針」を参酌し、学校がいじめ防止等のための姿勢や取組をまとめ、全職員に共通理解を図り、実行に移すとともに、保護者や地域にも公開し周知を図ることを目的に策定する。

1 いじめ防止等のための取組に関する基本的な考え方

【いじめの未然防止について】

すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる学校づくりを進めていくことでいじめの未然防止につながると考えます。

【いじめの早期発見について】

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われる場合もあります。けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断します。また、児童が相談しやすい雰囲気や環境を作っていくことでいじめの早期発見につながると考えます。

【いじめの解消について】

いじめがあることが発見された場合、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等の対応を組織的に行うこと、また、家庭への連絡や必要に応じた関係機関との連携を行うことで解消につながると考えます。さらに、その後、被害者やその家族に寄り添った対応を行うことで、解消につながっていきます。

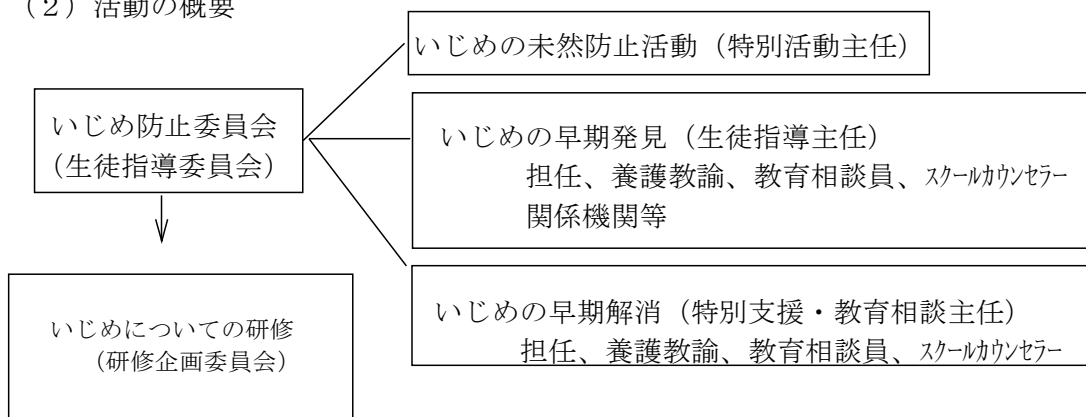
2 いじめ防止等のための組織：いじめ防止委員会

(1) 組織の構成員等（生徒指導委員会を中心とする）

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、特別支援・教育相談主任、特別活動主任、養護教諭、教育相談員、スクールカウンセラー

※必要に応じて加害被害児童担任をメンバーに加える。

(2) 活動の概要



3 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの未然防止のための取組

- 代表委員会が中心となって行うあいさつ運動や縦割り班活動「なかよしタイム」など、長期的、総合的にいじめ防止等のための取組を行う。
- 日々の授業や道徳教育を充実させることで、児童の充実感・達成感や「豊かな心」の育成につなげ、児童が規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる学校づくりを進める。

(2) いじめの早期発見のための取組

- 生活アンケートを月末に実施し、いじめの早期発見に努める。(別紙2・3)
- 毎月、生徒指導・特別支援委員会を開き、いじめの情報について共有化を図る。
- 教職員は普段からカウンセリングマインドで児童と接し、相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- スクールカウンセラーや教育相談員等と連携を図り、相談しやすい環境を整える。

(3) いじめの解消のための取組

- いじめを発見し、または、相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ対策組織に報告し、組織的な対応につなげることとし、学校担任等が一人で抱え込むことがないようにします。
- 措置を行う際には、一方的、一面的な解釈で対応しないこと、プライバシーを守ること、迅速に保護者に連絡すること、教育的配慮のもとでのケアや指導を行うことなどについて配慮する。
- いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を行う。
- 謝罪をもって安易に解消とせず、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間(少なくとも3ヶ月間)継続し、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認できた場合に解消とします。

(4) 重大事態発生時の対応

- いじめ緊急対応マニュアルに従い、教育委員会に一報を入れるとともに、「いじめ防止委員会」を中心とした校内組織で、迅速かつ適切に対応する。

(5) いじめについての研修

- 夏期休業等を活用して、いじめについての研修を行う。

4 関係機関との連携

市教委学校教育課、桐生警察(川内駐在所)、児童相談所、学校医、地域団体(民生委員等)と連携を図り、いじめ防止等のための取組を行う。

5 保護者との連携

学校は、いじめが発見されたときだけでなく、平素より定期的に保護者と連携を図り、いじめ防止等のための取組を行う。

6 評価の実施

学校評価の第三者委員会(学校評議委員会)、専門家等の意見を聞きながら、客観的にいじめ防止等のための取組に対する評価を行い、改善に努める。